

長野県 県営林造林事業 仕様書

1 総 則

1-1 適用

- 1 長野県県営林造林事業仕様書（以下「仕様書」という。）は、長野県が委託する県営林造林事業に係る委託契約書及び設計図書の内容について、その他必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 2 受注者は、仕様書に規定のない事項については、別に定める特記仕様書によるものとする。
- 3 契約図書は相互に補完し合うものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 4 特記仕様書、図面、又は仕様書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督員等に確認して指示を受けなければならない。
- 5 受注者は、信義に従って誠実に業務を履行し、監督員等の指示が無い限り業務を継続しなければならない。ただし、契約書第 27 条に定める内容等の措置を行う場合は、この限りではない。

1-2 用語の定義

- 1 「監督員等」とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。なお、総括監督員を置かない場合は、総括監督員の業務は主任監督員が担当し、総括監督員及び主任監督員を置かない場合は、総括監督員及び主任監督員の業務は監督員が担当する。
- 2 「総括監督員」とは、「長野県建設工事監督要綱（以下「監督要綱」という。）」に定める次の各号の業務を担当する者をいう。
 - (1) 業務委託契約書に基づく発注機関の長の権限の事項のうち、発注機関の長が必要と認めて委任したものの処理。
 - (2) 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾または協議で重要なものの処理。
 - (3) 関連する 2 以上の業務の工程等の調整で重要なものの処理。
 - (4) 業務の内容の変更、一時中止または打ち切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由の確認と、その他重要な事項の発注機関の長に対する報告。
 - (5) 主任監督員及び監督員の業務に対する指揮並びに監督業務の把握。
- 3 「主任監督員」とは、「監督要綱」に定める次の各号の業務を担当する者をいう。
 - (1) 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾または協議（重要なもの及び軽易なものを除く）の処理。
 - (2) 設計図、仕様書、その他の契約関係図書に基づく業務の実施のための詳細図等（軽易なものを除く。）の確認または契約の相手方が作成したこれらの図書（軽易なものを除く。）の承諾。

(3) 契約図書に基づく工程の管理、立合い、業務の実施状況の検査及び材料の試験または検査の実施(他のものに実施させ、当該実施を確認することを含む。以下同じ。)で重要なものの処理。

(4) 関連する2以上の業務の工程等の調整(重要なものを除く。)の処理。

(5) 業務の内容の変更、一時中止または打ち切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由の確認と、その他必要と認める事項の総括監督員に対する報告。

(6) 監督員の業務に対する指揮並びに監督業務の把握。

4 「監督員」とは、「監督要綱」に定める次の各号の業務を担当する者をいう。

(1) 受注者に主として対応し、掌理を行う。

(2) 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示・承諾または協議で軽易なものの処理。

(3) 契約図書に基づく業務の実施のための詳細図等の作成または契約の相手方が作成したこれらの図書で軽易なものの承諾。

(4) 契約図書に基づく工程の管理・立会い・業務の実施状況の検査及び材料の試験または検査(重要なものを除く。)の実施。

(5) 業務の内容の変更一時中止または打ち切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由の確認とその他必要と認める事項の主任監督員に対する報告。

5 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。

6 「設計図書」とは、特記仕様書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

7 「仕様書」とは、各作業の順序、使用材料の品質、施工方法等事業を施行する上で必要な技術的要求、事業内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。

8 「特記仕様書」とは、仕様書を補足し、業務の施工に関する明細又は業務に固有の技術的要求を定める図書をいう。

なお、設計図書に基づき監督員等が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督員等が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。

9 「現場説明書」とは、業務の入札に参加するものに対して発注者が当該業務の契約条件等を説明するための書類をいう。

10 「質問回答書」とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に対して発注者が回答する書面を言う。

11 「図面」とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図書をいう。また、設計図書に基づき監督員等が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員等が書面により承諾した図面を含むものとする。

12 「指示」とは、監督員等が受注者に対して、事業の施行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

13 「承諾」とは、契約図書で明示した事項で受注者が監督員等に対して、書面で申し出た業務上の必要な事項について監督員等が書面により同意することをいう。

14 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立

場で合議し、結論を得ることをいう。

- 1 5 「提出」とは、監督員等が受注者に対し、又は受注者が監督員等に対し、事業に係わる書面またはその他の資料を示し差し出すことをいう。
- 1 6 「提示」とは、監督員等が受注者に対し、又は受注者が監督員等に対し業務に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。
- 1 7 「報告」とは、受注者が監督員等に対し、業務の状況または結果について書面をもって知らせることをいう。
- 1 8 「通知」とは、監督員等が受注者に対し、業務の施工に関する事項について書面をもって知らせることをいう。
- 1 9 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者の責任において提出された書面を監督員等が受け取り、内容を把握することをいう。
- 2 0 「書面」とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換える事とする。電子納品を行う場合は、別途、監督員等と協議するものとする。
- 2 1 「確認」とは、契約図書に示された事項について、監督員等が臨場若しくは受注者が提出した資料により、監督員等がその内容について設計図書と適合するかを確かめ、認めることをいう。
- 2 2 「段階確認」とは、設計図書に示された施工段階において、監督員等が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。
- 2 3 「立会」とは、契約図書に示された事項において、監督員等が臨場し、内容を確認することをいう。
- 2 4 「掌理」とは、業務を担当し取りまとめることをいう。
- 2 5 「事業検査」とは、検査職員が契約書第 32 条、第 38 条、第 39 条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。
- 2 6 「検査職員」とは、契約書第 32 条第 2 項の規定に基づき、検査を行うために発注者が定めたものの者をいう。
- 2 7 「同等以上の品質」とは、特記仕様書で指定する品質又は特記仕様書に指定がない場合、監督員等が承諾する試験機関の品質確認を得た品質又は、監督員等の承諾した品質をいう。なお、試験機関での品質の確認のために必要となる費用は、受注者の負担とする。
- 2 8 「履行期間」とは、契約図書に明示した事業を実施するために要する準備及び跡片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
- 2 9 「事業開始日」とは、履行期間の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。
- 3 0 「事業着手日」とは、事業開始日以降の実際の事業の準備（現場事務所等の建設又は境界の確認等を開始することをいう。）の初日をいう。
- 3 1 「現場」とは、事業を実施する場所及び事業の実施に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。
- 3 2 「現場発生品」とは、業務の施工により現場において副次的に生じたもので、その所

有権は発注者に帰属する。

1－3 設計図書の照査等

- 1 受注者からの要求があり、監督員等が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、仕様書、森林整備業務出来形管理基準等は受注者が備えるものとする。
- 2 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 18 条第一号から第五号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員等にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図等を含むものとする。また、受注者は監督員等からさらに詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。
- 3 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員等の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

1－4 工程表

受託者は、契約書第 3 条に規定する工程表を所定の様式に基づき作成し、監督員等を経由して発注者に提出しなければならない。

1－5 施工計画書

- 1 受注者は、事業着手前又は施工方法が確定した時期に業務を完了するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員等に提出しなければならない。

受注者は、施工計画を遵守し事業を施工しなくてはならない。

この場合、受託者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。また、監督員等がその他の項目について補足を求めた場合については、追記するものとする。ただし、受託者は維持事業又は簡易な事業においては監督員等の承諾を得て記載内容の一部又は全部を省略することができる。

- (1) 事業概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 指定機械
- (5) 主要資材
- (6) 施工方法（主要機械、仮設備計画、事業用地等を含む）
- (7) 施工管理計画
- (8) 安全管理
- (9) 緊急時の体制及び対応
- (10) 交通管理
- (11) 環境対策
- (12) 現場作業環境の整備
- (13) 再生資源の利活用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (14) 過積載防止対策

(15) 関係者との協議予定

(16) 法定休日・所定休日（週休二日の導入）

(17) その他

- 2 受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、そのつど当該事業に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員等に提出しなければならない。
- 3 受注者は、施工計画書を提出した際、監督員等が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなくてはならない。

1－6 監督員等

- 1 当該事業における監督員等の権限は、契約書第9条の第2項に規定した事項である。
- 2 監督員等がその権限を行使するときには、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督員等が受注者に対し口頭により指示等を行えるものとする。口頭による指示等を行った場合には、後日書面により監督員等と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

1－7 事業用地等の使用

- 1 受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた事業用地等は、善良なる管理者の注意を持って維持・管理するものとする。
- 2 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び業務の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、業務の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）等専ら受注者が使用する用地等をいう。
- 3 受注者は、事業の施工上必要な土地を第三者から借用又は買収したときは、その土地等を所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争を生じないように努めなくてはならない。
- 4 受注者は、第1項に規定した事業用地等の使用終了後は設計図書の定め又は監督員等の指示に従い復旧のうえ、直ちに発注者に返還しなければならない。事業の完了前に発注者が返還を要求した場合も遅延なく発注者に返還しなければならない。
- 5 発注者は、第1項に規定した事業用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき委託料から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

1－8 事業の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合の他、特別の事情が無い限り履行期間の初日から準備期間内に着手しなければならない。なお、準備期間は特記仕様書又は現場説明事項に定められた期間（定めがない場合は30日）とする。

1－9 現場代理人

受注者が現場代理人を配置する場合、現場代理人は受注者と直接かつ恒常的な雇用関係（3ヵ月以上）がなければならない。

1－10 事業の下請負

受注者は、契約書第6条に基づき事業の一部を下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 受注者が、事業の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負者が、長野県における森林整備業務入札参加資格者である場合には、入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 下請負者は、当該下請負事業の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、下請負を実施する技術者、技能労働者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

1－11 施工体制台帳

- 1 受注者は、事業を施工するために下請負契約を締結したときは、「工事現場等における適正な施工体制の確保等に関する運用について」（平成29年3月31日付け28監技第324号）、「建設工事における施工体制台帳作成などの取扱いについて」（令和3年2月9日付け森政第452号）及び「施工体制台帳の作成等の改正について」（令和3年3月9日付け2森政第527号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、業務現場に備えるとともに、監督員等に提出しなければならない。
- 2 第1項の受注者は、「工事現場等における適正な施工体制の確保等に関する運用について」（平成29年3月31日付け28監技第324号）に従って、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、事業関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督員等に提出しなければならない。
- 3 第1項の受注者は、主任技術者（下請負者を含む）に、事業現場内において、事業名、履行期間、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。
- 4 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度すみやかに監督員等に提出しなければならない。

1－12 受注者相互の協力

受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接する業務、業務の受注者等と相互に協力し、施工しなければならない。

また、他事業者が施工する関連業務が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1-13 調査・試験に対する協力

- 1 受注者は発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員等の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。
- 2 受注者は、当該事業が「受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領」の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置としての調査対象事業となった場合は、「受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領」に基づく調査等に協力しなければならない。
- 3 受注者は、業務現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督員等に説明し、承諾を得なければならない。
また、受注者は、調査・試験等の成果を発表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。

1-14 事業の一時中止

- 1 発注者は、契約書第 20 条の規定に基づき次の各号に該当する場合においては、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、事業の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による事業の中断については、臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。
- (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、事業の続行が不適切又は不可能となった場合
- (2) 関連する他の事業又は工事の進捗が遅れたため、事業の続行を不相当と認めた場合
- (3) 事業着手後、環境問題等の発生により事業の続行が不相当又は不可能となった場合
- (4) 第三者、受注者、使用人及び監督員等の安全のため必要があると認められる場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し又は監督員等の指示に従わない場合等、監督員等が必要と認めた場合には、事業の中止内容を受注者に通知し、事業の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができるものとする。
- 3 前 1 項及び 2 項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員等を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。
また、受注者は業務の続行に備え事業現場を保全しなければならない。

1-15 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、受注者に行った事業の変更指示に基づき、発注者が修正することをいう。

1-16 履行期間の変更

- 1 契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 22 条、第 23 条第 1 項及び第 41 条第 2 項の規定に基づく履行期間の変更について、契約書第 24 条の履行期間の変更に対象であるか否かを監督員等と受注者の間で確認する（本

条において以下「事前協議」という。)ものとし、監督員等はその結果を受注者に通知するものとする。

- 2 受注者は契約書第 18 条 5 項及び第 19 条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第 1 項に示す事前協議において履行期間変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに履行期間変更の協議書を監督員等に提出しなければならない。
- 3 受注者は、契約書第 20 条に基づく事業の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第 1 項に示す事前協議において、履行期間変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに履行期間変更の協議書を監督員等に提出するものとする。
- 4 受注者は、契約書第 22 条に基づき履行期間の延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議において履行期間変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに履行期間延長の協議書を監督員等に提出するものとする。
- 5 受注者は、契約書第 23 条第 1 項に基づき履行期間の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに履行期間変更の協議書を監督員等に提出しなければならない。

1-17 支給材料及び貸与品

- 1 受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第 15 条第 8 項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 受注者は、支給材料及び貸与品について、その受払い状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
- 3 受注者は、事業完了時（完了前にあっても、事業工程上支給品の精算が行えるものについては、その時点）には、支給品精算書を監督員等に提出しなければならない。
- 4 受注者は、契約書第 15 条第 1 項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合は、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書をその使用予定日の 14 日前までに監督員等に提出しなければならない。
- 5 契約書第 15 条第 1 項に規定する「引渡場所」については、設計図書又は監督員等の指示によるものとする。
- 6 受注者は、契約書第 15 条第 9 号「不用となった支給材料又は貸与品の返還」の規定に基づき返還する場合、監督員等の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまでの材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。
- 7 受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督員等の承諾を得なければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与物件を他の事業に流用してはならない。
- 9 支給材料及び貸与物件の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

る。

1－18 事業現場発生品

受託者は、施工によって生じた現場発生品については、その取り扱いについて監督員等と協議することとする。

1－19 監督員による検査（確認を含む）及び立会等

- 1 受注者は設計図書に従って、業務の施工について監督員等の立会いにあたっては、あらかじめ監督員等に協議しなければならない。
- 2 監督員等は、事業が契約図書どおり行われているかどうかの確認をするために必要に応じ、事業現場に立ち入り、立会し、又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。
- 3 受注者は、監督員等による検査（確認を含む）及び立会に必要な準備、人員及び資材等の提供並びに写真その他資料を整備するものとする。
- 4 監督員等による検査（確認を含む）及び立会の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員等が認めた場合はこの限りではない。
- 5 受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督員等の立会を受け、材料検査に合格した場合であっても、契約書第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。
- 6 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。
 - (1) 受注者は、設計図書に示された履行段階においては、段階確認を受けなければならない。
 - (2) 受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、予定時期等）を監督員等に提出しなければならない。また、監督員等から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
 - (3) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督員等が確認した箇所に係る書面を、検査時まで監督員等へ提出しなければならない。
 - (4) 受注者は、監督員等に完成時不可視になる履行箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。
- 7 監督員等は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は施工管理記録簿、写真等の資料を整備し、監督員等にこれらを提示し確認を受けなければならない。

1－20 出来形数量の算出

- 1 受注者は、出来形数量等を算出するために出来形測量等を実施しなければならない。
- 2 受注者は、出来形測量等の結果を基に、設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員等に提出しなければならない。

1－21 完了書類の納品

- 1 受注者は、完了書類として以下の書類を提出しなければならない。また、具体的な書類

内容及び簡素化出来るものは別途定めるものとする。

契約関係（各種退職金共済制度加入証明、施工体制台帳等含む）
施工計画
施工管理（施工打合せ簿（施工協議書）、業務写真含む）
出来型管理（業務写真等含む）
品質管理
その他

1－22 業務完了検査

- 1 受注者は契約書第 32 条の規定に基づき、完了届を監督員等に提出しなければならない。
- 2 受注者は、完了届を監督員等に提出する際には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示される全ての業務が完成していること。
- (2) 契約書第 17 条第 1 項の規定に基づき、監督員等の請求した改造が完了していること。
- (3) 設計図書により義務付けられた業務記録写真、出来形管理資料、業務関係図及び業務報告書等の資料の整備が全て完了していること。
- (4) 変更契約を行う必要が生じた業務においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

- 3 発注者は、完了検査に先立って、監督員等を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。

- 4 検査職員は、監督員等及び受注者の臨場の上、業務目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 業務の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
- (2) 業務管理状況について、書類、記録及び写真等

(3) 週休二日の履行状況

- 5 検査職員は、補修の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて補修の指示を行うことができるものとする。
- 6 修補の完了が確認された場合は、その指示の日から修補完了の確認の日までの期間は、契約書第 32 条第 2 項に規定する期間に含めないものとする。
- 7 受注者は、監督員等による検査（確認を含む）及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供及び写真その他資料を準備するものとする。

1－23 既済部分検査等

- 1 受注者は、契約書第 38 条第 2 項の部分払の確認の請求を行った場合、又は、契約書第 39 条第 1 項の業務の完了の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。
- 2 受注者は、契約書第 38 条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に、業務の出来高に関する資料を作成し、監督員等に提出しなくてはならない。
- 3 検査職員は、監督員等及び受注者の臨場の上、事業目的物を対象として業務の出来高に

関する資料とを対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 業務の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。
- (2) 業務管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

(3) 週休二日の履行状況

- 4 受注者は、検査職員の指示による補修については、前条第5項の規定に従うものとする。
- 5 受注者は、当該既済部分検査については、本編の規定を準用する。
- 6 発注者は、既済部分検査に先立って、監督員等を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。

1-24 施工管理

- 1 受注者は、業務の実施に当たっては施工計画書に示される作業手順に従って施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理を行わなければならない。
- 2 監督員等は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定頻度を変更することができるものとする。この場合、受注者は、監督員等の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。
 - (1) 業務の初期で作業が定常的になっていない場合
 - (2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
 - (3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、監督員等が必要と判断した場合
- 3 受注者は、施工に先立ち業務現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、事業名、履行期間、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、業務完了後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員等の承諾を得て省略することができるものとする。
- 4 受注者は、履行期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。
- 5 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督員等へ通知し、その対応方法等に関して協議するものとする。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。
- 6 受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。
- 7 受注者は、業務中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに監督員等及び関係官公庁へ通知し、その指示を受けるものとする。
- 8 受注者は、長野県林務部が定める「森林整備業務の出来形管理基準」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、監督員等の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

なお、「森林整備業務の出来形管理基準」に定められていない業務については、監督員等と協議のうえ、施工管理を行うものとする。

ただし、地拵え、植栽、下刈り、獣害防除、雪起し、除伐、つる切、枝打ちにおける施工範囲、歩道・車道の維持、防火線刈払いにおける刈払状況及び保育間伐、搬出間伐（列

状) 及び更新伐(帯状)における施工範囲及び伐採状況については、下表のとおりとする。

① 歩道維持・車道維持、防火線刈払い

項目	規格値	測定基準	記録方法	備考
刈払状況	設計範囲以上		図面 写真	記録方法は、左記の他、監督員と協議のうえ定めることができる。

② 施工範囲(地拵え、植栽、下刈、獣害防除、雪起し、除伐、つる切、枝打ち)

項目	規格値	測定基準	記録方法	備考
施工範囲	設計範囲以上	(コンパス測量の場合) 全測点の確認。ただし、一部分の周囲測量又は測点を復元した場合は前視と後視の高低角及び方位角の差が$\pm 1^{\circ}$以内、点間距離(斜距離)が$\pm 10\text{cm}$以内とする (GNSS測量の場合) 全測点の確認。ただし、測点座標の確認又は測点を復元した場合は基準となる座標からの水平距離が3m以内とする。	検査記録票 測量野帳 (測量した場合) 設計図・写真	施工の前後に全測点を確認し、測点杭の有無を検査記録表に記録する。無い場合は復元し、測量野帳に記載。 コンパス測量の場合はポケットコンパス又はそれ以上の精度を有する機器を使用する。 GNSS測量の場合はDG-PRO1RWS又はそれ以上の精度を有する機器を使用する。 測点杭の写真撮影については、森林整備業務写真撮影管理基準のとおりとする。 施工完了時に測点杭が無くなっていた場合は、必ず復元する。

③ 保育間伐

項目	規格値	測定基準	記録方法	備考
施工範囲	前述の「2. 施工範囲」と同じ			

伐採状況	材積伐採率 35% 以下 (本数伐採率指定の場合) 本数伐採率 ± 5% (残存本数指定の場合) 残存本数の ± 10%	標準地を設定 (1 団地当り) 標準地の面積及び箇所数 面積は 200m ² 程度とする。 1ha 未満は 1 箇所以上、1ha 以上は 2ha につき 1 箇所以上	検査記録票 出来形図	標準地の設定箇所は監督員と協議のうえ決定する。 ただし、特に指定のない場合は、施工地に均等に配置する。 規格値は、標準地の平均とする。 標準地調査の記録項目は、樹種、胸高直径、樹高、伐採木とする。
------	--	---	---------------	---

④ 搬出間伐 (列状) 及び更新伐 (帯状)

項目	規格値	測定基準	記録方法	備考
施工範囲	前述の「2. 施工範囲」と同じ			
伐採状況	(間伐の場合) 材積伐採率 : 35% 以下 本数伐採率 : ± 5% (更新伐の場合) 材積伐採率 : 設計値以下 本数伐採率 : ± 5%	標準地を設定 (1 団地当り) 標準地の面積及び箇所数 面積は 200m ² (更新伐の場合は 400m ²) 程度とする。ただし、標準地の長辺 (m) は伐採列 (m) と残存列 (m) の和とする。 1ha 未満は 1 箇所以上、1ha 以上は 2ha につき 1 箇所以上	検査記録票 出来形図	標準地の設定箇所は監督員と協議のうえ決定する。 ただし、特に指定のない場合は、施工地に均等に配置する。 規格値は、標準地の平均とする。

1-25 履行報告

受注者は、契約書第 11 条の規定に基づき、履行状況を所定の様式に基づき作成し、監督員等に提出しなければならない。

1-26 使用人等の管理

受注者は、使用人等 (下請負者又はその代理人もしくはその使用人その他これに準ずるものを含む。以下「使用人等」という。) に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、業務が適正に遂行されるよう管理及び監督しなければならない。

1－27 事業関係者に対する措置請求

- 1 発注者は、現場代理人が事業目的物の品質・出来形の確保及び履行期間の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者または監督員等は、主任技術者が事業目的物の品質・出来形の確保及び履行期間の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1－28 業務中の安全確保

- 1 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和7年3月）、建設機械施工安全指針（国土交通省大臣官房技術調査課長 平成17年3月31日）及び労働安全衛生規則等を参考にして、常に業務の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。
- 2 受注者は、業務施工中、監督員等及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
- 3 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。
- 4 受注者は、業務に使用する機械の選定、使用等について、設計図書により機械が指定されている場合には、これに適合した機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員等の承諾を得て、それを使用することができる。
- 5 受注者は、業務箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさない必要な措置を施さなければならない。
- 6 受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報等に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。
- 7 受注者は、業務現場付近における事故防止のため一般者の立ち入りを禁止する場合には、その区域に立ち入り禁止の標示板等を設けなければならない。
- 8 受注者は、履行期間中安全巡視を行い、業務区域及びその他周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。
- 9 受託者は、業務現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の美装化に努めるものとする。
- 10 受注者は、業務着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

なお、施工計画書に当該業務の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員等に提出するとともに、その実施状況については、ビデオ等又は業務報告等記録した資料を整備・保管し、監督員等の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - (2) 当該業務内容等の徹底周知
 - (3) 業務安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - (4) 当該業務における災害対策訓練
 - (5) 当該業務現場で予想される事故対策
 - (6) その他、安全・訓練等として必要な事項
- 11 受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と綿密な連絡を取り、業務中の安全を確保しなければならない。
- 12 受注者は、業務等現場が隣接し又は同一場所において別途工事等がある場合には、請負業者等間の安全施工に関する綿密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者における工事等関係者連絡会議を組織するものとする。
- 13 監督員等が、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第78号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指定した場合には、受注者はこれに従うものとする。
- 14 受注者は、業務中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。
- 15 受注者は、施工計画の立案に当っては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮の上施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に、梅雨、台風等の出水期の施工にあたっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。
- 16 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに監督員等及び関係機関に通知しなければならない。
- 17 受注者は、業務施工箇所地下埋設物物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員等に報告しなければならない。
- 18 受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員等に報告し、その処置について占有者全体の立会いを求め、管理者を明確にしなければならない。
- 19 受注者は、地下埋設物物件等に損害を与えた場合は、直ちに監督員等に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。

1-29 火災の防止

- 1 受注者は、火気の使用については、以下の規定によらなければならない。
- (1) 火気の使用を行う場合は、業務中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画に記載しなければならない。
 - (2) 喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (3) ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - (4) 伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

1－30 後片付け

受注者は、業務の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び業務に係る部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

ただし、設計図書において存置するものとしたものを除く。また、業務検査に必要な資材等は監督員等の指示に従って存置し、検査後撤去するものとする。

1－31 事故報告書

受注者は、業務の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員等に通報するとともに、監督員等が指示する様式（事故報告書）で指示する期日までに提出しなければならない。

1－32 環境対策

- 1 受注者は建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和 62 年 3 月 30 日）、関連法令及び仕様書の規定を遵守し、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び業務の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

また、通勤途中及び作業中に県営林内及び周辺森林への廃棄物の不法投棄等が発見された場合には、直ちに監督員等に報告しなければならない。

- 2 当事業の受注者が林業機械を使用して作業を実施する場合は、特に油脂類による環境汚染を防止するため、下記に従うこと。

- (1) 林業機械は常に適正な状態に維持・整備し、効率のよい作業に心がけること。
- (2) 林業機械の油脂類の補給作業は、必ず定められた場所で行うとともに、慎重に行い、環境汚染防止に努めること。
- (3) チェーンオイルは、必ず生分解性オイルを使用すること。

- 3 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督員等に報告し、監督員等の指示があればそれに従わなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に関しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員等に報告し、指示があればそれに従うものとする。

- 4 監督員等は、業務の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかった否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、受注者は必要な資料を提示しなければならない。

1－33 稀少野生動植物の保護

受注者は、長野県稀少野生動植物保護条例に基づく、指定稀少野生植物及び特別指定稀少野生植物が、事業地及び周辺で発見されたときは直ちに作業を中止し、監督員等に報告し、その指示に従わなければならない。

1－34 文化財の保護

- 1 受注者は、業務の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、業務中に文化財を発見したときは直ちに業務を中止し、監督員等に報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 受注者が、業務の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る業務に起因するとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

1－35 交通安全管理

- 1 受注者は、業務用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約書第 28 条によって処置するものとする。
- 2 受注者は、業務用車両による資材等の輸送を伴う業務については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経費、輸送機関、輸送方法、輸送担当者、交通整理員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。
- 3 受注者は、設計図書において指定された業務用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、業務用道路の維持管理及び補修を行うものとする。
- 4 受注者は、指定された業務用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等の計画書を監督員等に提出しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続を取るものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他必要な措置を行わなければならない。
- 5 発注者が業務用道路に指定するもの以外の業務用道路は、受注者の責任において使用するものとする。
- 6 受注者は、特記仕様書に他の受注者等と業務用等道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者等と綿密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
- 7 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料及び設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面から全ての設備その他障害物を撤去しなくてはならない。
- 8 受注者は、業務の施工にあたっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。
- 9 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和 3 年 7 月 28 日改正政令第 198 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可又は道路法第 47 条の 10 に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和 6 年 9 月改正 政令第 272

号) 第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運航するときは、道路交通法(令和 5 年 6 月改正 法律第 56 号) 第 457 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

1－36 施設管理

受注者は、業務現場における公物(各種公益企業施設を含む。)または部分使用施設(契約書第 34 条の適用部分)について、施工管理上、契約図書における規定の履行を以つても不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について監督員等と協議できるものとする。なお、当該協議事項は、契約書第 9 条の規定に基づき処理されるものとする。

1－37 諸法令の遵守

1 受注者は、当該業務に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお主な法令は以下に示すとおりである。

- (1) 地方自治法(平成 28 年 12 月改正 法律第 101 号)
- (2) 建設業法(令和 3 年 5 月改正 法律第 48 号)
- (3) 下請代金支払遅延等防止法(平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号)
- (4) 労働基準法(令和 6 年 5 月改正 法律第 42 号)
- (5) 労働安全衛生法(令和元年 6 月改正 法律第 37 号)
- (6) 作業環境測定法(令和元年 6 月改正 法律第 37 号)
- (7) じん肺法(平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号)
- (8) 雇用保険法(令和 6 年 6 月改正 法律第 47 号)
- (9) 労働者災害補償保険法(令和 2 年 6 月改正 法律第 40 号)
- (10) 健康保険法(令和 6 年 6 月改正 法律第 47 号)
- (11) 中小企業退職金共済法(令和 2 年 6 月改正 法律第 40 号)
- (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(令和 6 年 5 月改正 法律 26 号)
- (13) 出入国管理及び難民認定法(令和 5 年 12 月改正 法律第 84 号)
- (14) 道路法(令和 5 年 5 月改正 法律第 34 号)
- (15) 道路交通法(令和 5 年 6 月改正 法律第 54 号)
- (16) 道路運送法(令和 5 年 4 月改正 法律第 18 号)
- (17) 道路運送車両法(令和 5 年 6 月改正 法律第 63 号)
- (18) 砂防法(平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号)
- (19) 地すべり等防止法(令和 5 年 5 月改正 法律第 34 号)
- (20) 河川法(令和 5 年 5 月改正 法律第 34 号)
- (21) 下水道法(令和 4 年 4 月改正 法律第 44 号)
- (22) 航空法(令和 5 年 6 月改正 法律第 6 号)
- (23) 公有水面埋立法(平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号)
- (24) 軌道法(令和 2 年 6 月改正 法律第 41 号)
- (25) 森林法(令和 7 年 6 月改正 法律第 68 号)

- (26) 環境基本法（令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号）
- (27) 火薬類取締法（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）
- (28) 大気汚染防止法（令和 2 年 6 月改正 法律第 39 号）
- (29) 騒音規正法（平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号）
- (30) 水質汚濁防止法（平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号）
- (31) 湖沼水質保全特別措置法（平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号）
- (32) 振動規正法（平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号）
- (33) 廃棄物処理及び清掃に関する法律（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）
- (34) 資源の有効な利用の促進に関する法律（令和 4 年 5 月改正 法律第 46 号）
- (35) 文化財保護法（令和 3 年 4 月改正 法律第 22 号）
- (36) 砂利採取法（令和 5 年 6 月改正 法律第 18 号）
- (37) 電気事業法（令和 5 年 6 月改正 法律第 44 号）
- (38) 消防法（令和 5 年 6 月改正 法律第 18 号）
- (39) 測量法（令和 6 年 6 月改正 法律第 54 号）
- (40) 建築基準法（令和 6 年 6 月改正 法律第 53 号）
- (41) 都市公園法（令和 6 年 5 月改正 法律第 40 号）
- (42) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（令和 4 年 5 月改正 法律第 46 号）
- (43) 土壌汚染対策法（平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号）
- (44) 駐車場法（平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号）
- (45) 自然環境保全法（平成 31 年 4 月改正 法律第 20 号）
- (46) 自然公園法（令和 3 年 5 月改正 法律第 29 号）
- (47) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和 6 年 6 月改正 法律第 54 号）
- (48) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号）
- (49) 河川法施行令（平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号）
- (50) 技術士法（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）
- (51) 漁業法（令和 3 年 5 月改正 法律第 47 号）
- (52) 空港法（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）
- (53) 計量法（平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号）
- (54) 厚生年金保険法（令和 6 年 6 月改正 法律第 47 号）
- (55) 最低賃金法（平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号）
- (56) 職業安定法（令和 5 年 6 月改正 法律第 44 号）
- (57) 所得税法（令和 6 年 5 月改正 法律第 26 号）
- (58) 水産資源保護法（平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号）
- (59) 著作権法（令和 6 年 6 月改正 法律第 55 号）
- (60) 電波法（令和 5 年 12 月改正 法律第 87 号）
- (61) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法
（令和 4 年 4 月改正 法律第 32 号）
- (62) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和 6 年 6 月改正 法律第 47 号）

- (63) 農薬取締法（令和 5 年 5 月改正 法律第 36 号）
- (64) 毒物及び劇物取締法（令和 5 年 5 月改正 法律第 36 号）
- (65) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号）
- (66) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和 6 年 6 月改正 法律第 54 号）
- (67) 警備業法（令和 5 年 6 月改正 法律第 63 号）
- (68) 個人情報保護に関する法律（令和 5 年 11 月改正 法律第 79 号）
- (69) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
（令和 6 年 6 月改正法律第 54 号）
- (70) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）
- (71) 絶滅の恐れのある野生動物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）
- (72) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）
- (73) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）
- (74) エコツアーリズム推進法（平成 19 年法律第 105 号）
- (75) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）
- (76) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）

- 2 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。
- 3 受注者は、当該業務の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第 1 項の諸法令に照らし不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には直ちに監督員等に報告しなければならない。

1－38 官公庁等への手続等

- 1 受注者は、業務期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- 2 受注者は、業務の施工に当たり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。ただし、これによりがたい場合は監督員等の指示を受けなければならない。
- 3 受注者は、諸手続にかかる許可、承諾等を得たときは、その書面の写しを監督員等に提示しなければならない。なお、監督員等から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。
- 4 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督員等に報告し、その指示を受けなければならない。
- 5 受注者は、業務の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 6 受注者は、地元関係者から業務の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は

誠意を持ってその解決に当らなければならない。

- 7 受注者は、地方公共団体、地域住民等と業務の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、監督員等に事前報告の上、これらの交渉に当っては誠意を持って対応しなければならない。
- 8 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員等に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1－39 施工時期及び施工時間の変更

- 1 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員等と協議するものとする。
- 2 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、現道上の業務または監督員等が把握していない作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督員等に提出しなければならない。

1－40 業務に関する施工範囲確認等

- 1 受注者は、業務着手後直ちに施工範囲を確認し、設計図書と差異が認められる場合は監督員の指示を受けなければならない。
- 2 周囲測量について、現場説明書もしくは特記仕様書に定めがある場合、それによるものとする。

1－41 業務写真

受注者は、業務の写真について「森林整備業務の写真管理基準」により撮影しなければならない。

また、次の各号に掲げる業務施工の段階においては確実に撮影するものとする。

- (1) 着手前（事業地の遠景、近景等着手前の森林状況）
- (2) 完了後（着手前と同一箇所から遠景、近景及び各工種毎施工箇所の代表的なものの局部的なものを撮影）
- (3) 作業種ごとの施工前、施工中、施工後の状況を撮影。
歩道・作業道・林道の維持及び防火線刈払いについては、各路線ごとに3箇所（起点・終点を含む）以上撮影すること。
- (4) 各種試験及び検査の状況
- (5) 各前号に掲げるもののほか、指示を受けた部分の施工の状況

1－42 提出書類

- 1 受注者は、提出書類を「土木工事現場必携」に基づいて、監督員等に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督員等の指示する様式によらなければならない。
- 2 契約書第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは委託料に係わる請求書、代金代理受領諾申請書、遅延利息請求書、監督員等に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。

1-43 不可抗力による損害

- 1 受注者は、災害発生後直ちに被害の状況を把握し、当該被害が契約書第 30 条の規定の適用を受けられる場合は、直ちに損害発生通知書により監督員等に報告するものとする。
- 2 契約書第 30 条第 1 項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 降雨に起因する場合次のいずれかに該当する場合をいう。
 - ① 24 時間雨量（任意の連続 24 時間における雨量をいう。）が 80mm 以上
 - ② 1 時間雨量（任意の 60 分における雨量をいう。）が 20mm 以上
 - ③ 連続雨量（任意の 72 時間における雨量をいう。）が 150mm 以上
 - ④ その他設計図書で定めた基準
 - (2) 強風に起因する場合
最大風速（10 分間の平均風速で最大のもの）が 15m/秒以上あった場合。
 - (3) 河川沿いにあっては、河川の警戒水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合。
 - (4) 地震・豪雪に起因する場合
地震、豪雪により生じた災害にあっては、周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合。
- 3 契約書第 30 条第 2 項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第 27 条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるものとされるものをいう。

1-44 特許権等

- 1 受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示が無く、その使用に関した費用負担を契約書第 8 条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督員等と協議しなければならない。
- 2 受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、書面により監督員等に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。

1-45 保険の付保及び事故の補償

- 1 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法並びに中小企業退職金共済法等の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- 2 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
- 3 受注者は、各種退職金共済制度に加入し、その掛金収納書を委託契約締結後 1 ヶ月以内（電子申請方式による場合にあつては、委託契約締結後原則 40 日以内）に、発注者に提

出しなければならない。また、中小企業退職金共済制度に該当する場合は、その加入を証明する証拠書類を委託契約締結後原則 1 ヶ月以内に、発注者に提示しなければならない。

1-46 臨機の措置

- 1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督員等に報告しなければならない。
- 2 監督員等は、暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的事象（以下「天災等」という。）に伴い、業務目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

1-47 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など、不当介入を行うすべての者をいう。）からの不当要求または工事妨害（以下「不当介入」という。）の排除

- 1 暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届けること。
- 2 暴力団等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届を速やかに所轄警察署に提出すること。
- 3 不当介入を排除するため、発注者及び所轄警察署と協力すること。
- 4 不当介入により履行期間の延長が生じる場合は、約款の規定により発注者に履行期間延長等の要請を行うこと。

1-48 ワンダーレスポンス

監督員等及び受注者は、「ワンダーレスポンス」に努める。

ワンダーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、1 日あるいは適切な期限内までに回答することをいう。

1-49 ウィークリースタンス

監督職員及び受注者は、「ウィークリースタンス」の実施に努める。

ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。

1-50 その他

- 1 特記仕様書、図面、又は仕様書に記載のない事項については、受注者は監督員等に確認して指示を受けなければならない。
- 2 「素材生産事業」及び「伐倒木買取りを伴う森林整備事業」については、別に定める仕様書による。
- 3 受注者は、境界標、測量杭は移動しないように保護しなければならない。なお、事業実行上移動又は撤去の必要が生じた場合は、あらかじめ監督員等と協議しなければならない。

ならない。

2 歩道開設及び歩道維持、林道・作業道維持

2-1 歩道開設

受注者は、歩道開設にあたっては、次の各号によらなければならない。

- (1) 歩道開設の時期については、所定の期日までに適期を選んで実施しなければならない。
- (2) 既定の測量線に従って、設計図書に示す巾の立木、雑草その他の地被物を地際から伐倒・刈払い線外に除去しなければならない。
- (3) 線内の地表植生及び伐倒木の根茎がほとんど除去される程度に地表をかき起し、踏みかため、そのことによって生じた支障物は線外に除去し、設計図書に示される巾員を確保しなければならない。
- (4) 必要な箇所については、切土、盛土を行い路面を作り、滞水又は流水の箇所については、設計図書に示す開渠又は暗渠を設けなければならない。
- (5) 丸太橋の設置が必要な場合には、設計図書により指定された丸太の規格・本数及び針金により結束し、安定するように架設しなければならない。
- (6) 計画巾員内に植栽木がある場合、それを避けるか、丁寧に掘り取り他に移植しなければならない。

2-2 歩道維持

受注者は、歩道維持にあたっては、次の各号によらなければならない。

- (1) 歩道維持の時期については、所定の期日までに適期を選んで実施しなければならない。
- (2) 設計図書に示された延長及び刈払巾の笹、雑草、かん木類はすべて刈払うこと。
また、刈払ったものは線外に除去しなければならない。
- (3) 設計に路面の整地等簡易な補修等が含まれている場合、刈払巾員内の倒木枝条等の障害物はすべて巾員外に除去しなければならない。
- (4) 設計に路面の整地等簡易な補修等が含まれている場合、路面の崩落又は凹凸の甚だしい箇所は、所定の巾員となるよう整地しなければならない。

2-3 林道・作業道維持

受注者は、林道・作業道維持にあたっては、次の各号によらなければならない。

- (1) 林道・作業道維持の時期については、所定の期日までに適期を選んで実施しなければならない。
- (2) 設計図書に示された延長及び路肩等の笹、雑草、かん木類は全て刈払うこと。
また、刈払ったものは交通の支障とならないよう路線外に除去しなければならない。
- (3) 設計に路面の整地等簡易な補修等が含まれている場合、林道・作業道内の倒木枝条等の障害物は、すべて路線外に除去しなければならない。
- (4) 路盤の流出、路面の崩落等は、速やかに監督員等に報告し、指示を受けなければならない。

3 防火線新設及び刈払い

3-1 防火線新設

受注者は、防火線の新設にあたっては、次の各号によらなければならない。

- (1) 防火線の新設の時期については、所定の期日までに適期を選んで実施しなければならない。
- (2) 防火線の巾は、設計図書に示された巾とし、線内に生育するかん木、笹、雑草等地被物は地際より丁寧に刈払い、落葉等の可燃物とともに線外に除去しなければならない。
- (3) 線内に散乱する枝条等は切断し、線外に除去しなければならない。
- (4) 線内の立木は、監督員等から指示のあるものを除き、地際より伐倒し線外に除去しなければならない。

3-2 防火線刈払い

受注者は、防火線の刈払いにあたっては、次の各号によらなければならない。

- (1) 防火線の刈払いの時期については、所定の期日までに適期を選んで実施しなければならない。
- (2) 線内に生育するかん木、笹、雑草等地被物は、地際よりていねいに刈払うこと。
設計に路面の整地等簡易な補修等が含まれている場合、刈払ったものは落葉等可燃物とともに線外に除去しなければならない。

4 植 栽 工

4-1 地拵

受注者は、地拵に当たっては、次の各号によらなければならない。

- (1) 地拵の時期については所定の期日を選んで実施しなければならない。
- (2) 地拵終了時には、監督員の検査又は写真等、資料を提出し指示を受けなければならない。
- (3) 地拵は全刈りを原則とする。
- (4) 区域内に生育する有用稚樹は監督員の指示に従い残在すること。
- (5) 区域内にある笹、雑草等は地際から刈払うこと。
- (6) 区域内にある立木及びかん木については、指定するもの以外は地際から伐倒すること。
- (7) 伐倒又は刈払いした立木、雑草等並びに間伐、主伐時に残された枝条等は、枝払い、細分処理し、植栽に支障とならないように次の事項により筋状に集積しなければならない。
 - ① 集積の方向は、ほぼ等高線沿いとする。
 - ② 集積高は 1.5m を限度に地況、積雪量及び風向等の気象条件を勘案のうえ決定すること。また、集積幅は植栽列間隔以下とする。
 - ③ 集積間隔は植栽列 2 列以上とする。
 - ④ 集積筋の下段には、杭を打つか、立木の刈足を高くして集積物の転落を防止する措置を行うこと。

- (8) 植栽地については、設計図書に示す以外に次の事項の箇所が含まれる場合の立木、雑草等の伐倒または刈払いは、監督員の指示を受けなければならない。
- ① 岩石地、せき悪地、湿地等の更新困難地
 - ② 崩壊地又は崩壊のおそれがある地域
 - ③ その他特別な理由のため必要な地域
- (9) 薬剤の使用は原則として行わない。但し、別に定める仕様書により指定される場合は、特に第三者に被害を与えないよう留意しなければならない。

4-2 植栽

受注者は、植栽に当たっては、次の事項によらなければならない。

- (1) 苗木の受け入れに際し、樹種・品質・規格並びに本数を確認しなければならない。
- (2) 林業種苗法に定められた苗木を使用する場合は、産地・生産者及び規格が明示された生産事業者表示票が添付されたものでなければならない。
- (3) 植栽の時期について、所定の期日までに適期を選んで実施をしなければならない。
- (4) 苗木搬入の時期、仮植の場所及び方法について、施工計画書に記載しなければならない。
- (5) 植栽指定のない場合の植え付け配列は、正方形とし、案内棒などを使用し、苗間及び列間がほぼ均等になるように植え付けなければならない。
- (6) 岩石等により所定位置に植え付けできない場合は、等高線方向あるいは上下方向のいずれかに移動して、所定の本数を植え付けなければならない。
- (7) 植栽のために植栽地に運搬する苗木の数量は、その日の工程を考慮し過剰にならないようにするとともに、運搬後直ちに束を緩めて仮植を行い、むしろ等で覆い、直射日光や風にさらさないようにしなければならない。
- (8) 苗木運搬に当っては、根をこも、むしろ等で包まなければならない。
- (9) 苗木を携行するときには、根を露出させないように必ず苗木袋を使用しなければならない。
- (10) 植栽方法は次の事項による。
 - ① 植栽位置を中心に約 70 c m 四方の落葉、落枝、雑草等の地衣物を除き、鍬をまんべんなく打ち込んで土をやわらかくすること。
 - ② 植穴及びその周りの地表の腐食層を含んだ肥土を掘り起こし、集めること。
 - ③ 植穴は径、深さを所定の規模に掘り耕し、石礫、根株等の有害物を除去し、掘り耕した優良土を穴のそばに置くこと。
 - ④ 植穴の底に肥土を入れ、中高になるようにいれること。
 - ⑤ その上に苗木を入れ、根茎をできるだけ自然の状態に広げること。
 - ⑥ 集めておいた優良土を苗木の根にかけて、浅植えにならないよう注意しながら、苗木を揺り動かし根の間に土が十分に密着するようにして踏み付けること。
 - ⑦ 苗木を植え終わったら、地際より苗木の周辺が幾分高くなるよう踏み固め、その上に乾燥を防ぐために、落葉、落枝をかぶせること。
- (11) 植付け作業中、乾燥日が続き、又は乾風の強いときなどで植付後の活着が危ぶまれるときは一時作業を中止し、監督員の指示を受けること。

- (12) ハンノキ等の落葉樹の幹及び直根は、監督員の指示を受けて植付け前に剪定しなければならない。

4-3 客土

受注者は、客土に当たっては、次の各号によらなければならない。

- (1) 客土する土砂については、事前に土性を確認しなければならない。
- (2) 根が十分に覆われるように覆土し、良く根を踏み付けなければならない。
- (3) 降雨時には客土をしてはならない。

4-4 仮植

受注者は、仮植に当たっては、次の各号によらなければならない。

- (1) 仮植地は植栽予定地の近くで、風当たりの少ない、日影、適湿なしかも雨水の停滞しない場所を選定しなければならない。
- (2) 仮植の施業については、次の事項によらなければならない。
 - ① 仮植地は事前に耕耘しておくこと。
 - ② 苗木を南向きに 20° ～ 30° の角度で伏せ、根が重ならないよう並べ、幹の $1/3 \sim 1/4$ を覆土し、踏み付けた後、再び土で覆い、乾燥を防ぐため必ずこも、むしろ等で日陰をすること。
 - ③ 仮植地は常に巡視して管理に万全を期すること。
 - ④ 長日数仮植をしておく場合は、適時灌水する等、適切な措置を講ずること。
 - ⑤ 仮植地が野兎、野そなどの喰害を受けるおそれがある場合には、周囲を金網か杉葉をもって囲む等この予防措置を講じなければならない。
- (3) 仮植に代え、梱包材（ダンボール又はシート）を使用して苗木を保管する場合は、次の事項によらなければならない。
 - ① シートによる保管場所は、高温多湿な場所を避け、特に直射日光、雨、露等が当たらないように注意すること。
 - ② ダンボール梱包の場合は、前項によるほか、地際に台等を置いて、直接地面に接しないように注意すること。
 - ③ 梱包材は、損傷しないように取り扱いに注意し、損傷等を発見したときには速やかに開包し、前項によって仮植すること。

4-5 施肥

受注者は、施肥に当たっては、次の各号によらなければならない。

- (1) 施肥の時期については、所定の時期までに適期を選んで実施しなければならない。
- (2) 施肥の方法については特に定めがない場合に「半円施肥」とし、山側の半周帯に根茎に直接影響を及ぼさない程度に溝を掘り、均等に肥料を施して軽く覆土し、落葉、落枝等で被覆しなければならない。
- (3) 降雨時には肥料を散布してはならない。
- (4) 施肥に当たっては、所定量を計算できる容器を用いて散布しなければならない。

- (5) 肥料の空袋について、空袋に番号を付して保存し、写真撮影をした後でなければ廃棄してはならない。

5 保 育 事 業

5－1 下刈

受注者は、下刈に当っては、次の各号によらなければならない。

- (1) 下刈の時期については、所定の期日までに適期を選んで実施しなければならない。
- (2) 設計図書に示す下刈の方法については、次の事項によらなければならない。

① 全刈り

区域全面にわたり、植栽木の障害となる雑木、雑草を刈払うものとする。

② 筋刈り

刈巾及び筋の方向は設計図書の示すところにより、筋の方向区分は次の各号による。

ア 横筋刈

等高線方向に平行に刈巾内の雑木、雑草を刈払うものとする。

イ 縦筋刈

傾斜の方向に平行に刈巾内の雑木、雑草等を刈払うものとする。

③ 坪刈り

植栽木の周辺を円形に刈払うものとするが、刈巾は設計図書によるものとする。

- (3) 刈払高については、雑草、つる、笹等の地際から、かん木類の萌芽は切り株近くから刈り取らなくてはならない。又、集積物の下からの萌芽も総て刈り取らなくてはならない。
- (4) 刈払いに際し、植栽木を損傷しないように、鎌又は刈払機の操作には常に注意し、苗木の方向に鎌又は刈払機の刃先が向かないようにし、植栽木を中心に外側方向に刈払うこと。また、笹雑草等の繁茂が甚だしい箇所では、あらかじめ鎌を持って植栽木の周囲を刈払い、植栽木の位置を明らかにした後刈払わなければならない。
- (5) 作業の順序は、雑草等の繁茂が甚だしい箇所（沢沿等）から始め、順次他に刈進む方法を取り、乾燥の恐れがあるところは、植栽当年はやや遅めに実施するなど画一的な実行としないようにしなければならない。
- (6) 植栽木に巻きついたつる類は、植栽木を損傷しないように除去しなければならない。
- (7) 苗木の頂芽が分岐している場合には、優良なものを 1 本残して他は切り取らなければならない。
- (8) 植栽木の枯損が著しい箇所又は植栽木の 20%以上の枯損を発見したときは、速やかにその概況を監督員に報告し、指示を受けなければならない。
- (9) 保護樹として残した立木で、植栽木の生育を阻害するおそれのあるものは、速やかに監督員に報告し、指示を受けなければならない。
- (10) 区域内に歩道がある場合は、巡視等の支障にならないように刈払物を除去しなければならない。

5－2 つる切り

受注者は、つる切りにあたっては、次の各号によらなければならない。

- (1) つる切りの時期については、所定の期日までに適期を選んで実施しなければならない。
- (2) 設計図書に示すつる切りの方法は、「切りはなし」とし、次の事項によらなければならない。
 - ① 区域内全面にわたり、植栽木等に巻きついているつる類は、植栽木に傷がつかないように樹幹から完全に切断除去しなければならない。
 - ② 除去したつる類は、環状に束ねて林木の根元から1 m位のところに置き、落葉、枯れ枝等で厚く覆っておき、林木の生育及び管理を妨げぬよう注意しなければならない。

5-3 枝打

受注者は、枝打にあたっては次の各号によらなければならない。

- (1) 枝打の時期については、所定の期日までに適期を選んで実施しなければならない。
- (2) 設計図書に示す枝打の方法については、次の事項によらなければならない。
 - ① 枝打は、区域内の対象木について設計図書に定められた高さまで行わなければならない。
 - ② 枝打は、樹幹にそって枝の下方から切り上げ、次に上から切り下ろすものとし、鋭利な鉋又は鋸を使用して切断しなければならない。
 - ③ 切口は樹幹に接し、表面は平滑（やや凸型）にし、樹幹を損傷しないようにしなければならない。
 - ④ 林縁木は外側の生枝の枝打を行わずに、片枝としなければならない。

5-4 除伐

受注者は、除伐にあたっては次の各号によらなければならない。

- (1) 除伐の時期については、所定の期日までに適期を選んで実施しなければならない。
- (2) 設計図書に示す除伐の方法については、次の事項によらなければならない。
 - ① 植栽木及び有用樹以外の雑木とつる類は、全て地際から伐倒・刈払いし、植栽木等の生育の支障とならないよう地上に横たえておかななければならない。
 - ② 植栽木中の不良木等については、速やかに監督員に報告し、指示を受けなければならない。
 - ③ 植栽地に目的外の天然木が侵入した場合で、その樹種が森林保全上有益であり、成長が良好である場合には、監督員に報告の上残置し、成林を図らなければならない。
 - ④ 区域内に歩道がある場合は、巡視等の支障にならないよう刈払物を除去しなければならない。

5-5 保育間伐

受注者は、保育間伐にあたっては次の各号によらなければならない。

- (1) 保育間伐の時期については、所定の期日までに適期を選んで実施しなければならない。
- (2) 設計図書に示す保育間伐の方法については、次の事項によらなければならない。

- ① 設計図書に定められた間伐本数（間伐率）により、植栽木を地際より伐採しなければならない。また、特に指定のない限り、材積伐採率は35%以下とする。
- ② 形質及び生長の劣る植栽木を優先的に伐採し、さらに、適正な立木本数、立木配置となるよう選木、伐倒しなければならない。
- ③ 伐倒は、残存木を損傷することのないように留意し、又、伐倒木の処理については、残存木の生育及び管理を妨げることのないように留意しなければならない。
- ④ 伐倒木は、今後の保育の支障及び災害などの原因とならないように林内に整理し、処理しなければならない。

5－6 雪起し、根踏み

受注者は、雪起し及び根踏みに当っては、次の各号によらなければならない。

- (1) 雪起しの時期については、所定の期日までに適期を選んで速やかに実施しなければならない。
- (2) 設計図書に示す雪起しの方法については、被害木の2/3程度の高さの幹又は力枝に縄又はビニールテープ等をかけ、損傷しないように注意して正常な姿に引き起こし、縄の他端を傾斜した反対側の根株か植栽木の根元に結びつけること。
- (3) 設計図書に示す、根踏みの方法については、雪害、凍上により、浮上又は傾きの甚だしい植栽木の樹幹及び枝条を損傷しないように注意して正常な姿に戻し、根際を十分に踏み固めなくてはならない。又、根の露出している被害木は植えなおさなければならない。

5－7 獣害防除（防護柵等）

受注者は、獣害防除（防護柵等）の施工に当たり、次の各号によらなければならない。

- (1) 露岩等により支柱の打込みが出来ない場合、やむを得ず側線を変更する場合、並びに地形条件により延長等が変更となる場合は、事前に監督員等へ協議しなければならない。
- (2) 出来形管理基準に示す延長毎に一箇所程度のスパン、高さの検測を行い、その結果を整理、保存しなければならない。
- (3) 支柱の打込みに当たっては、その打込み状況の分かる写真（打込み前後）を撮影し、整理、保存しなければならない。
- (4) 防護柵と小動物用の亀甲金網を併用する場合は、防護柵の支柱間で、結束線により4箇所以上結束しなければならない。